

# 福 祉 環 境 委 員 会 記 録

令和元年 6 月 3 日（月）

8 時 53 分～9 時 45 分

第 1 委員会室

（委員）柳楽委員長、上野副委員長、村武委員、布施委員、芦谷委員、田畑委員、澁谷委員、  
西村委員

（議 長・委員外議員）西川議員、牛尾議員、野藤議員

（事務局）新開書記

---

## 議 題

### 1 政策討論会について

政策討論会で福祉環境委員会が提案する内容について、提言（案）の校正を一部行った。

### 2 その他

#### (1) 浜田市社会福祉協議会の取組について

日時：令和元年 6 月 4 日（火）13：30～

場所：浜田市総合福祉センター（野原町）

#### (2) 福祉環境委員会行政視察地質問表の提出

提出締切：令和元年 6 月 20 日（木）

#### (3) 浜田市診療医との意見交換会について

日時：令和元年 7 月 22 日（月）14：00～

場所：浜田市役所 5 階 第 1 委員会室

次回開催日 令和元年 6 月 4 日(火)

浜田市社会福祉協議会での意見交換会終了後 第 3 委員会室

【以下詳細は会議録のとおり】

## 【会議録】

( 開 議 8 時 53 分 )

柳楽委員長

福祉環境委員会を開催いたします。

### 1 政策討論会テーマについて

柳楽委員長

政策提言であります。いろいろ他の委員会の話も伺いながら、今さらですが、例規集の中に「政策討論会」が入っています……。

澁谷委員

あの例規集は、変えてないので……。

新開書記

提言することを前提でやるのであれば、そちらを整理して……。

澁谷委員

それをやるのなら、議会運営員会でやらないと。議会運営委員会の中で投げているので。それで、進めて行っていただいて議運で問題提起して、変更することを言っていたかかないと。

布施委員

流れを示されたでしょう。あれのとおりに行っているのだから。それを今さら、規程があると言っても……。

新開書記

政策討論会の規程に沿った流れではやっているのですが。その中で、政策討論会幹事会に提出する「政策討論会議題提案書」の様式を事務局で示していなかったのですが、規程の様式があることが分かったので、これまで委員会でたたいてきた内容をこの提案書に記載して、添付書類をつけて出すということで良いかの再確認です。

澁谷委員

あと、政策討論会幹事会も開いてもらわないといけない。6月定例会議中に。政策討論会幹事会でもこの書式でやってもらわないと。6月の定例会議ではみんな集まるので事務局次長にはお願いしている。そこで幹事会長に話があるはずだ。そういう流れの中で進めて行かないと。政策討論会幹事会も1回もやったことないし。あと、規程があるのだけれどまだ1回もやったことない。なので、今回やってみないと正式なパターンが決まっていけないのではないかな。

新開書記

決まった書式がありましたので、提案書はこれまで協議してきた内容を書いてありますので確認をお願いします。

柳楽委員長

とりあえず、この様式で政策討論会幹事会に出すようなことがありましたので、正副委員長と事務局でこれまで話し合った内容

の中から提案理由のところもあげてはみましたが、みなさんからご意見があれば伺いたい。

澁谷委員

でもこれは、詳しいものではなくてこういう風に出しますよと言う簡単なものでしょ。本当に詳しいことは今やっているわけなので。それを添付して出せばいいわけでしょう。

柳楽委員長

提言書（案）も一緒に提出しますか。

澁谷委員

これは表紙みたいなものでしょう。形式的なもので。

柳楽委員長

そのあたりが、他の委員会と認識のずれがあるというか。それぞれの委員会で全然違うものが出てくる可能性があるのですが、それは、それで構わないのですかね。

澁谷委員

それは、最初の1年目だから仕方ない。それで、やって行って形式を作っていくというか。

布施委員

やっている委員会ところもあるでしょう。この規程に沿って。

柳楽委員長

各委員会、規程に沿ってやられていると思います。出していくものが、うちみたいに提言書（案）があらかたできている状況なのか、そうでなくて・・・。

澁谷委員

規程をみると、最初の討論をした後にそれからきちんとしたものを10月までに作る形になっている。それでいくと、福祉環境委員会は高齢者のテーマでやりますよ、ということになったとしても、それを作っていくのにまたすごく時間がかかる。何カ月も。それだと、間に合わない。10月でも間に合わないと言われているのかなのだけど。ある程度のものを出さないといけないというのを議会運営委員会で行政視察に行った真庭市とかの取組を聞く中でやってみようよとしているわけで。今の規程は全然、あのパターンでいくとできあがるのが3月になるよ。

田畑委員

だいぶ時間かかるね。

澁谷委員

そこから政策討論会が結果報告を出して、やってくださいということだから。そうすると完全に間に合わない。そうすると、10月からやって3月くらいになるのではないか。今回の場合は、特に11月からは常任委員会の交替があるわけで、これは間違いのないこと。そうすると顔ぶれも変わって・・・。

布施委員

あらかた内容を載せておかないと継承されないよね。

柳楽委員長

澁谷委員も言われるように、うちの場合は皆さんがいろいろ意

案も出していただいて、こういう政策提言書（案）も出していただいているので、いざ政策討論会に入っても、いろんな委員さんから質問があっても受け答えができる状態にあるとは思っております。今、言われたみたいに11月に委員会の交替があるので、今回は仕上げた方がいいのだろうなというのがあるのですが、すみません。いろいろなところの提言書を見させていただく中で、もう少し時間をかけてやっていく必要があるのかなあと思っているのですが。やりながら

澁谷委員

だから、最初は1月からやってくださいというスケジュールで議会運営委員会で決めていたが、1月からやっていないわけで。福祉環境委員会でも3月末からとりかかっている。遅いわけだ。まあ、完璧な計画プランを作ってやるよりも、走りながらやっていこうというところでスタートしているわけで、それはそれで良識的な判断でやろうや。基本的には、浜田市議会の政策討論会の規程もあるのだけれど、もう真庭市とか参考にして1時間のプレゼンテーションで議論していこうと、3委員会あれば3時間、説明は15分にして、45分のディスカッションというのを事務局が提案してくれるはずだ。

田畑委員

政策討論会の規程の中でそぐわない部分があれば、福祉環境委員会ではできないから議会運営委員会で一緒に出すぐらいではないと。

澁谷委員

6月には一緒に変更を出すぐらいして欲しい。

新開書記

政策討論会の規程については、本会議を通さずに変更はできませんが、議会基本条例にも政策討論会について規定してあります。真庭市議会の条例は、政策討論会について『議員相互間の共通認識の醸成及び合意形成を図り、もって政策立案及び政策提言を推進するために政策討論会を開催するものとする』とあり、浜田市の議会基本条例は、まずは、議会としての共通認識の醸成を図り、合意形成を得るためということなのですが・・・。

澁谷委員

その話をすれば1時間で終わらない話になる。それをやっていたので、浜田市議会は政策討論できなかつた。だから、昨年、丹波市議会と真庭市議会を行政視察してできるなあと

思った。会派からの提案もあるし、常任委員会からの提案もある。ある程度まとめたものを議論している。それは、自分だけでなく議会運営委員会みんなが話を聞いているわけで、私が提案している。常任委員会には、必ず議会運営委員会で視察に行ったメンバーが入っている。政策討論会規程はこうなっているが、話し合った結果、やろうということになっている。今さら例規を持ち出して、提案だけでいいということになると、あの時の議会運営委員会での議論は何だったのか。それに戻ってしまうと、この政策討論会は全く意味をなさないし、できないよ。片一方の常任委員会はテーマだけにしたとか、そんなことは話にならない。その時に行政視察に行ったメンバーは各常任委員会の中にいるはずだ。

新開書記

それで、議会基本条例の中には、条項を変えて『政策討論会等を通じて議員相互間における自由な討議を行い、積極的な議案の提出に努めなければならない』ということもうたわれていて・・・。

澁谷委員

だから、政策討論会は国会の中では中止になっているわけだ。なぜなら、立場が違うから意見が全くかみ合わないから。それでも地方自治の場合は、党派の考え方が市民に密着していることもあってなくなっていないわけだから。そういう中でどうやったら政策討論ができるか考えた中で、真庭方式だと常任委員会から提案してできないことはないね、というところからスタートしているわけだから。原理原則論をいい始めるともうできないよ。

新開書記

できないことはないのです。

澁谷委員

10月までにはできないよ。

新開書記

浜田市の政策討論会規程に基づいても、討論会の終了後、何がしかの結果を各議員に返します。その結果によって政策提言をすることはできるのです。なので、今のしくみでも提案はできるのはできるのです。ただ、提出を10月ということを決めてしまうと3月からでは遅かったのかもしれませんが、現在、委員長を中心にやっていますが、明日も社会福祉協議会でお話を聞く、7月には阿部先生らとも意見交換会をする中で、もう少し煮詰めたいという意見もあります。

澁谷委員

煮詰めるのはいいよ。委員会の中で議論をしていくのが一番大事で価値があることであって、格好のいいものを作ることは結果でしかないわけだ。プロセスが大事。できなかつたらできなかつたで仕方がないが、そういうことを積み重ねていくことが大事だと思う。それがそれぞれのスキルアップにもつながる。それで、目標は8月に政策討論会を開催すると言っている。その討論会というの質問を受けて返すという形になるのかなあと。討論と言ってもなかなかかみ合わないのではないかと思う。

布施委員

各委員会の進め方は、それぞれでやっておられると思うのですが、委員長同士の話し合いだとか事務局入れての話し合いとか合意形成まで行かなくても進め方の話し合いとかやったのですか。

柳楽委員長

いえ、各常任委員会委員長同士で話し合うとかはないです。

布施委員

だから、いろいろな解釈があって、今みたいに澁谷委員が言われたように、やってみようという話の中でやったことない部分をどうしたらみんなができるかということで、福祉環境委員会は行政視察に行った先進地でのテーマをもとに正副委員長中心にここまでできたことは、他の委員会は別にして第一歩としては非常にいいことだと思います。ただ、他の委員会は、足並みがそろわないから政策討論会規程に沿ってやっているのか、自分たちの考えでやっているのか伝わっていない。本当だったら、委員長のやり方をどこが悪いとか良いとかではなく、3常任委員会あったわけで、話し合いをしなかったことが足並みがそろわない原因だと思う。それを今さらやると言っても難しいから、この部分について政策討論の議題が出たので、それに対して資料をつけて福祉環境委員会は議論をしますというので提出すればいいのではないかと思います。規程に沿ってどうのこうのいうのではなく、次の幹事会に出してやっていただければいいと思います。

芦谷委員

政策討論会幹事会に3常任委員会が生煮えでも出してみても、こぼこがあれば調整していただければと思います。

澁谷委員

3つの常任委員会が出しても議会の総意として執行部に提出できるものはゼロかもしれません。それでもいいんだと思います。一つ出れば一つでもいいし、ゼロなら来年出すようにしよう。それが大事なのであって、今は、10月に間に合わせるようにやっ

ていただくというのが、議会運営委員会で決定したことだ。その時は、事務局からも誰も例規のことについて出なかった。これによって進めようということになった。なので、そんなことは議会運営委員会の場で言うていただかないと。

柳楽委員長

今週、議会運営委員会がありますが、それは、委員長の方で確認していただくというよりその場で誰かが質問をしていただく形がいいのでしょうか。

澁谷委員

既に議会運営委員会で決まったことなのだから、それに則ってやっていたかかないといけない。それでできなかつたら、それはできなかつたということで仕方がない。もう動き始めているわけで。言い出したら中止になってしまう。

柳楽委員長

他の委員会も10月末で委員の交替があるかもしれないし、その流れで・・・。

澁谷委員

他の委員会は、うちの委員会ほどやっていないのでは。テーマを決めたとかそういうレベルまでしか行ってない。

柳楽委員長

それは認識の違いがあるのでは。

澁谷委員

認識の違いと言っても、1月からスタートするように決まったのだから、半年間かかりますと言っているのをやっていなかったわけなので、それは委員長の怠慢だと思う。そういう言い方をするのであれば、議会運営委員会の時に言えばいいんだ。

柳楽委員長

うちの委員会の場合は、議会運営委員会の委員長と政策討論会幹事会長がおられるので、いろいろなこと進めるのに確認しながらできたので、やりやすかつたのかなあとは思いますが。

澁谷委員

この話をしてから、もう10時になってしまいそうですが。

西村委員

今、例規の話がでていますが、政策討論会規程から別に外れてはいないのではないかと思います。

柳楽委員長

はい、外れてはいません。すみません。もともと確認したかつたのは、政策討論会の幹事会に提出するのは、提言（案）ではなくて、政策討論会議題提案書であるというところで。

西村委員

大した問題ではない。

澁谷委員

幹事会は日程を決めたり、議題はこの3つですねとか、進行のやり方を決めたりであつて、それから以後は議長が裁くわけで、その時の一番の権限は議長にあるわけで。その内容を見て議会と

して恥ずかしくないと、これなら執行部に出しても恥ずかしくないと最後に決めるのは議長で、多数決ではない。その準備段階として政策討論会幹事会がしくみやスケジュールを決めるということだと思う。それでなぜここでこういうことになっているかという、最初に戻るからエネルギーが・・・。

柳楽委員長

先ほど、布施委員も言われたのですが、他の委員会の委員長さんともお話をさせていただいて・・・。

澁谷委員

まあ、第一回目なので完璧を期してというより、積み上げてやるようにしないと。それは、スケジュールだけ作って、実際に動かないようになるわけだ。走りながら考えて行かないと、というのが議会運営委員会の考え方だったから。

村武委員

議員全員で討論をして、そこで提言をしたいということだと思っておりますが、そのところで、あまりにも福祉環境委員会で作り上げ過ぎているというところが問題なのでしょうか。

柳楽委員長

そういうわけではないです。

澁谷委員

福祉環境委員会以上に詳しい議員が何人いると。

村武委員

なので、私はこの提案のままでいいのではないかと思います。

柳楽委員長

改めて例規集を見たときに、こう言った様式があるということだったので。

澁谷委員

他の常任委員会の意見に惑わされる必要は全くないと思うのですが。

田畑委員

他の委員会のことを言う必要は全くない。福祉環境委員会はこれでいいと思う。その時に、例規の話が出れば並行して見直していけばいいと思う。

新開書記

条例も今のままで提言をできないことはない。ただ、今の段階で提言をしているので・・・。政策討論会で福祉環境委員会の委員さんがそのことに関しては精通されておられるのではないかと思いますので、それを超えるような意見というか、素朴な疑問から出るもので今作っている提言に加えていくことはいいと思うのですが。

澁谷委員

具体的な政策について、これはどうかということは出てくると思います。そこで説明して、討論というか答えていくことになると思うが。



新開書記

最初は福祉環境委員会が今回取り組んでいるテーマの背景、認知症、介護の傾向、現状や課題を説明して、他の委員さんとも改めて認知症に対しての思いを一緒にして、他の委員さんからも福祉環境委員会で話し合われていない現状や課題があれば、話し合っ、合意形成されてさらに提言の中身をさらに充実させていくという形が理想だと思うのですが。

澁谷委員

現時点でわたしたちが提案してその提案がいくら実行されていると思うの。今の執行部でほとんどないよ。ただ、これが全議会の総意となると1人の議員とは違うパワーが出てくる可能性がある。それが執行権のない議会の抵抗なわけよ。執行部に対する要求。いくら立派な提案でも執行してくれないと、議会は全く機能しないわけだ。チェックと監視機能、審査機能しか発揮できないわけだから。けれど、それが提案機能の一種の打開策であるわけで。あの真庭市議会で説明していただいた委員長さんの説明を聞いていたら必ずわかるはずだ。これは総意なのですよということが。これは私だけが聞いた話ではなく、議会運営委員会のメンバー全員が聞いているわけで、そこで今さら違ったことを言うというのが私には理解できない。

柳楽委員長

澁谷委員が前に言われましたが、政策討論会でいろいろな質問が出てきたときに委員の皆さんで受け答えができるように、ここで皆さんでしっかり勉強をしてという話がありましたので、そういう意識で進めていきたいと思います。

布施委員

資料は全員共有できるようにして、認知症の浜田市の数字とか……。政策討論会では、委員長が最初にプレゼンテーションされると思いますから、いろいろな受け答えができるように資料を集めていく必要があると思えます。

柳楽委員長

本日の資料には挙げていなかったのですが、タッチパネルでの検査を重視されているのですが、二次検査のところになると必要かなと思うのですが……。

西村委員

一次検査ではいらぬということか。

柳楽委員長

いらぬというのではなくて、琴浦町での1次検査でのタッチパネルの内容に変わるようなものが、性能的には分かり

ませんが、認知症のチェックの無料アプリが利用できるのではと思うのですが。

布施委員

こういうものだということが、わかるようにプレゼンテーションでは実際にやってみる。

柳楽委員長

そういうところも提案してもいいのかなあと思いました。他に意見があれば・・・政策討論会幹事会に提出するまでのところでの社会福祉協議会との意見交換で付け加えられるかなあと思いますが。

布施委員

受講後のサポーターについて、やり方も変わってきていると思うので、具体的に3年に1回とか、認知症に対する理解を深めるためにスキルアップのため、再受講することを入れた方が良くと思う。実際は声かけもないし。

西村委員

サポーターを活用している自治体とかないのかなあ。そういう自治体を探してみる。1回受けたきりで、自分の身の回りにそういう人がいなかったら誰だって1年過ぎたら駄目だよ。例えば、定期的に半年ごとに勉強会や講座をすとか。

柳楽委員長

それは、サポーター養成講座の次の段階のものをやるということですか。

西村委員

何年に1回開くというものではなくて。受けた人もいるわけだし。だから例えば半年に1ずつ回やっていくと。なら、もう1回受けてみようという気になる人もいないか。柳楽委員長が言われるのは、サポーター養成講座を受けてそれを活用しようとする人がいるのか。その活用場がないかということか。

柳楽委員長

実際に役立つことができる場というシステムがないのではと思う。その後のアンケートでは、ボランティア的なことをやってみませんかという項目があるのですが、希望の人は少ないようだが、ちょっとしたことならできるという方はおられると思う。持って行き方だと思う。サポーター養成講座の中で今後の活躍の場につながるようなことについて、もうたえる意識づけられるような受講にして欲しい。

西村委員

なので、サポーター講座の受講者を活用したいという場がないということなのかな。例えば事業所とか。

柳楽委員 多分、一番必要なのは地域の中だと思うのですが、見守りなら見守り、声かけなら声かけをしていただいで、近隣の方が気づいて保健師さんなどに伝えるということもあるので、そういう役割もあると思う。実際に地域で認知症かもしれない人に出会ったとき、対応の仕方があると思うので、実践的にやってみるといふことでもあると思う。

布施委員 後ろから声かけないとかね。ある程度はわかる。8年前に受けて、もうサポーターと言ふ意識は薄いんだけど、再三あれば、受けてみようかなあと言ふ気持ちにはなる。行政主体のだと1年1回とか。受けられなかったらもう1年後とかになる。なので、既に受講している人も2年に複数回やっていたら1回は受けましょうと提言したらどうか。

柳楽委員長 まとめると、サポーター養成講座を定期的に開催して、受講者も複数回受けましょう、と言ふこと。また支援をしていただける人・・・。

布施委員 キャラバンメイト？

村武委員 キャラバンメイトはまた違いますよね。今はサポーターの話で。

西村委員 どういうところで、どういう役割をしているのかがよくわからない。

村武委員 日常の生活の中で認知症の方に会ったときにこういう風にしましょうと言ふものもあるし、認知症のことについて理解をしていると地域全体で認知症の方を支援していこうと言ふ意識にもなっていくのかなあと思うのですが。

柳楽委員長 支える担い手、支援の担い手・・・。ここは、もう少し考えましょう。他のところで何かありますか。

澁谷委員 表現方法の細かいところはたくさんあるのだけど。  
(以下、政策討論会提言(案)文言修正等)  
すこやか委員、保健委員、福祉委員等、名称の統一化、明確化をお願いしたいと思う。合併して10年たっているので・・・。

上野委員 正副、事務局でやるのだけれど、他の委員さんでも一緒にやってもいいのだけれど

新開書記

(今後の福祉環境委員の事務連絡)

- ① 浜田市社会福祉協議会との勉強会
- ② 福祉環境委員会行政視察地質問表の提出
- ③ 浜田市診療医との勉強会について
- ④ 福祉環境委員会（政策討論会提言書（案）校正作業）

柳楽委員長

以上で福祉環境委員会を終了します。

( 閉 議 9 時 45 分 )

浜田市議会委員会条例第 65 条の規定により、ここに委員会記録を作成する。

福祉環境委員長 柳楽 真智子 ⑩